

船舶事故等調査報告書

平成25年3月28日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2012広第45号
事故等種類	運航阻害
発生日時	平成24年1月9日 07時20分ごろ
発生場所	広島県大崎上島町木江港北東方沖 木江港宇浜防波堤南灯台から真方位063°0.6海里（M）付近 （概位 北緯34°14.4′ 東経132°55.7′）
事故等調査の経過	平成24年3月26日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（広島事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	ケミカルタンカー 第52 ^{（じま）} 児島丸、499トン 134127、児島商船株式会社
乗組員等に関する情報	機関長、三級海技士（機関）
死傷者等	なし
損傷	発電機原動機（以下「補機」という。）用過給機の潤滑油ポンプ破損
事故等の経過	本船は、船長及び機関長ほか3人が乗り組み、平成24年1月8日16時15分ごろ木江港港外に着いて投錨した。 本船は、翌9日早朝、荷役ターミナルに移動するため、07時00分ごろ、補機を始動して船内電源の供給を停泊用発電機から補機に切り換え、揚錨を開始したところ、07時20分ごろ、木江港宇浜防波堤南灯台から真方位063°0.6M付近において、煙突から真っ黒な煙を大量に噴出するようになった。 本船は、船内電源の供給を停泊用発電機に戻して補機を停止し、揚錨をやめて荷役ターミナルへの移動を延期して錨泊を続けた。 本船は、その後、補機過給機の潤滑油ポンプが破損していることが判明したので、1月16日に仮修理を行って運航に復帰し、2月16日に修理を完了した。
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北～北北東、風力 2 海象：海上 平穏
その他の事項	本船は、船内電源供給用の発電機が、主機ベルト駆動の軸発電機、補機及び停泊用ディーゼル発電機の計3台あり、どの発電機でも単独で運航に必要な船内電力を供給することが可能であった。 補機過給機の潤滑油ポンプは、同過給機の内部に組み込まれており、本インシデント後、軸受メタルが焼損して同ポンプが破損に至ったことが分かった。
分析 乗組員等の関与	不明

<p>船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>あり なし</p> <p>本船は、木江港北東方沖で揚錨する際、補機過給機の潤滑油ポンプの軸受が焼損したことから、同ポンプが破損して補機の運転ができなくなり、運航が阻害されたものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本インシデントは、本船が、木江港北東方沖で揚錨する際、補機過給機の潤滑油ポンプの軸受が焼損したため、同ポンプが破損して補機の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補機過給機潤滑油ポンプの軸受メタルを定期的に新替えること。